阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

令和７年阪神高速公告第５号

平成31年阪神高速公告第15号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年３月17日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　吉田　光市

記

１．別添２の大阪府道高速大阪西宮線・兵庫県道高速大阪西宮線・兵庫県道高速神戸西宮線（３号神戸線）の表中

「姫島」を「姫島（ＥＴＣ）」に、

「大和田」を「大和田（ＥＴＣ）」に改め、

別添２の大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線（４号・５号湾岸線）の表中

「鳴尾浜」を「鳴尾浜（ＥＴＣ）」に、

「尼崎東海岸」を「尼崎東海岸（ＥＴＣ）」に、

「出島」を「出島（ＥＴＣ）」に、

「石津」を「石津（ＥＴＣ）」に改め、

別添２の兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線（７号北神戸線・北神戸線（北延伸線））の表中

「前開」を「前開（ＥＴＣ）」に改め、

同表の次に「(注)「前開（ＥＴＣ）」の「ＥＴＣ」は永井谷方向へ進行する入口に限る。」を加え、別添２の神戸市道高速道路２号線（31号神戸山手線）の表中

「妙法寺」を「妙法寺（ＥＴＣ）」に改める。

２．別添２の大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線（４号・５号湾岸線）の表中

「住吉浜・魚崎浜」を「住吉浜・魚崎浜（ＥＴＣ）」に、

「三宝・三宝ＪＣＴ」を「三宝（ＥＴＣ）・三宝ＪＣＴ」に、

「貝塚（北行）」を「貝塚（北行）（ＥＴＣ）」に、

「貝塚（南行）」を「貝塚（南行）（ＥＴＣ）」に改め、

別添２の大阪府道高速大和川線（６号大和川線）の表中

「三宝・三宝ＪＣＴ」を「三宝（ＥＴＣ）・三宝ＪＣＴ」に改め、

別添２の兵庫県道高速北神戸線・神戸市道高速道路北神戸線（７号北神戸線・北神戸線（北延伸線））の表中

「西宮山口南」を「西宮山口南（ＥＴＣ）」に、

「西宮山口東・西宮山口ＪＣＴ」を「西宮山口東（ＥＴＣ）・西宮山口ＪＣＴ」に改める。

３．本公告の記１については令和７年３月18日から、記２については同年同月25日からそれぞれ適用するものとする。